

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例 四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス管理規則 の一部改正(案)について

◆ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)とは

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的として運営されています。

十和地域には、高齢者生活福祉センターと生活支援ハウスの2施設があり、デイサービス事業と居住部門事業を実施しています。利用対象者は、町内に居住するおおむね65歳以上の一人暮らし又は夫婦のみの世帯の方であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある方としています。

◆ 施設の現状と課題

両施設ともに入所希望の待機者ではなく、充足していると考えます。高齢者数の減少に伴いデイサービスの利用者数も減少しています。今後は2施設分の需要はなくなることが予想されることから、需要に即した施設への転換が必要です。

◆ 今後の施設運営

- ・生活支援ハウスのデイサービス部門を高齢者生活福祉センターへ一本化します。
- ・生活支援ハウスの居住部門を認知症グループホームへ転用します。
- ・令和8年3月議会に諮り可決した場合、本条例の施行日は令和8年4月1日となります。

◆ 定員

現行	改正(案)
<p>高齢者生活福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none">・デイサービス事業(デイこいのぼり) 18人・居住部門事業(こいのぼり荘) 15人	 <p>変更なし</p>
<p>生活支援ハウス</p> <ul style="list-style-type: none">・デイサービス事業(デイひだまり) 18人・居住部門事業(なごみ) 16人 <p>※短期入所生活介護6人を含む</p>	 <ul style="list-style-type: none">・デイこいのぼりへ一本化・認知症グループホーム(ひだまり)へ転用 (1ユニット9人から2ユニット18人へ)※短期入所生活介護は廃止